

8 医 第 7 8 5 号
令和 8 年 8 月 2 8 日

一般社団法人	京都府病院協会会長	}	様
一般社団法人	京都私立病院協会会長		
一般社団法人	京都精神科病院協会会長		
公益社団法人	京都府看護協会会長		
公益社団法人	京都府助産師会会長		
一般社団法人	京都府訪問看護ステーション協議会会長		

京 都 府 健 康 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「医師法施行規則等の一部を改正する省令」の公布及び
「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届
記載要領」の一部改正について（通知）

平素は、本府の健康福祉行政の推進に格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省医政局長並びに厚生労働省医薬局長より、別添 1 のとおり「医師法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について通知がありましたので、お知らせします。

また、これに伴い厚生労働省医政局看護課長より、別添 2 のとおり「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」の一部改正についても通知がありましたので、併せてお知らせいたします。

つきましては、通知内容について御理解いただくとともに、京都健康医療よろずネットに掲載しておりますので、御承知願います。

担当	京都府健康福祉部医療課 医務・看護係 小林
TEL	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 4 9
FAX	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 5 2